

標津町における保護者負担軽減の取り組み

標津町立川北小学校

小部 伸幸

1. 標津町の現況

鮭の町で有名な標津町では、古くから漁業が盛んで、秋サケは日本有数の水揚げ量を誇っていました。サケ・マスの年間漁獲量は、平成7年で約19,000t。また、年に一度標津町民には無料で鮭が提供されます。そして、学校給食では、全国的に有名で毎年どこかのテレビ局で放映されているイクラ丼が振る舞われます。

しかし、年々漁獲量は減少の一途をたどっています。平成25年度には、約7,000tまで落ち込み、平成7年に比べ1/3近くまで減少しています。今年度に至ってはさらに下回る見込みです。標津町にとって大事な収入源である鮭。不漁続きは財政にも大きな打撃になっているのは間違いありません。

こんな中、標津町は年々落ち込む鮭の漁獲高に対し、教育費の予算は削られることなく現状維持、もしくは増額傾向にあります。

2. 標津町の教育支援

標津町は、保護者の負担を軽減するため様々な町独自の事業があります。

(1) 出産祝金の給付

出生後、最初の住民票登録が標津町にあり、誕生時に1年以上引き続き居住している等が条件とはなりますが、次のような金額が標津町より支給されます。

「第1子」の場合・・・5万円

「第2子」の場合・・・10万円

(半額は商品券)

「第3子」の場合・・・50万円

(半額は商品券)

(2) 認定こども園負担額

標津町では、平成27年度から3歳以上は利用者の負担額は無料。2歳児以下は国の徴収金額基準の1/4に設定しています。また、多子世帯やひとり親世帯は利用者負担額が減免になることがあります。

(3) こども医療費助成制度

標津町に住所を有する18歳以下の子どもにかかる医療費の全額を助成する制度です。日本中どこで暮らしていても、標津町に住民票を有していれば医療費の助成が受けられます。いくつか助成に関して条件はありますが(町外から標津高校へ通う生徒も対象)子育てを行う家庭にとってはとても喜ばれています。

(4) 小・中学校への支援

小学校に入学する児童に、お祝いとして「算数教材セット」を贈呈しています。

また、遠距離通学に対する保護者負担を軽減するために、通学区域内から路線バス等で通学する児童生徒の通学費を一部負担、通学区域内から自転車で通学する児童生徒には、修理代及びヘルメット代として5,000円の補助がでます。(実態は、自転車通学の有無にかかわらず、教育委員会の規定する距離以上であれば、支給)

(5) 教材費保護者負担軽減費(標津町政策予算)

小学校・中学校が教育活動を進める上で必要な教材や実験教材費等の一部を町予算で措置をし、保護者の負担軽減を図っています。

小学校児童・・・5,800円/年

中学校生徒・・・11,200円/年

(6) 高校生への支援(標津町政策予算)

標津高等学校の生徒が充実した高校生活を過ごせるよう進学や就職、通学に関する様々な支援をしています。

・入学生徒 制服代及び教科書代助成
・・・1人50,000円

・遠距離通学生への支援・・・バス定期代を全額補助

・高校生寮経費補助・・・寮室料、共通経費は無料。食費、自室電気使用料は個人負担。

・各種検定資格補助・・・資格検定に必要な検定料の1/2を助成

・修学旅行費用の補助・・・参加生徒1人あたり50,000円

・国立大学入学助成・・・入学料相当額300,000円

標津町では、少子化対策、高校存続、そして人材育成のため標津町の産業、経済、教育発展への様々な「子育て支援」「教育支援」を行っています。

3. 標津町事務職員の活動

平成 23 年度には 6 校あった小・中学校ですが、現在は小学校 2 校、中学校 2 校の 4 校 4 人で活動を行っています。少ない人数での活動は限られたものではありませんが、学校間の連携が密に取りやすく 4 校全員が知恵を振り絞り、4 校全員が教育委員会と連携を取り協議できることが、課題解決に向けてのメリットになっています。

そして、今まで次のような活動を、町教委を交えながら協議してきました。

(1) 標津町立学校の統一した備品管理

各校がそれぞれ作成し、使用していた備品台帳をわかりやすく統一。補助簿として写真付きの備品カードを作成。

(2) 文書分類表、文書取扱要綱作成

標津町に正式な学校文書分類表、文書取扱要綱がなかったため、学校管理規則等に従い近隣の市町村の学校文書分類表・取扱要綱を参考にしながら作成。

(3) 標津町教育委員会様式集の電算化

以前は「標津町学校事務の手引き」(紙ベース)が存在し、その様式を使用していましたが、学校に校務用 PC が導入された辺りから、電子データでの様式に変更。4 校で電子データ(管理規則等)を共用できるように作成。

このような活動を、教育委員会と協議を重ね校長会での協議・意見照会を経た後、正式に施行されました。協議をする中でいつも教育委員会の担当者に言われることが「みなさんの仕事のしやすいように作ってください」。この言動が良いか悪いかはわかりませんが、私たち事務職員にとってはとてもスムーズに活動が出来ている気がします。

4 予算要求

平成 24 年度まで、予算要望における共通予算要望活動を教育委員会に対し要望実現のため活動をしてきました。しかし、平成 24

年 3 月、古多糠・薫別小中学校の統廃合による学校数減少に伴い、教育委員会が予算に関する要望を個別でヒアリングしてくれることになり、現在では 4 校共通の予算要求活動はしていません。

毎年 10 月に「予算要求資料」の提出が求められます。予算要求にあたっては、各学校の「特色ある学校経営に関する要望書」(別紙 1-1~1-4)を軸に、課題解決に向けた予算を重点的に教育委員会へ要求しています。その後、教育委員会担当者とのヒアリングを行い、町財政で予算査定が行われ次年度の配当予算が議会の決議により決まります。

教育委員会が基本とする予算編成の考え方は次の通りです。

- ① 年度の学校配当予算は、過去 2 年間の決算額を参考に配当する。
- ② 「特色ある学校経営に関する要望書」を基に精査し予算編成を行う。
- ③ 校舎修繕・教職員住宅修繕は、緊急性を考慮しながら精査し修繕を行う。
- ④ 義務教材備品、理科教育教材、保健室備品については、翌年度取りまとめを行うが、学校経営上必要で一般的に整備したい備品及び 50 万円を超える高額な備品については緊急要望として精査し検討する。

以上を踏まえ、予算要求資料の作成を行います。

標津町では、備品の配当予算がありません。代わりに 4 月下旬頃「義務教育教材購入計画書」を教育委員会へ提出します。昨年度実施した予算要求のヒアリング内容を参考に、管理職員、担当教員と協議を重ね、必要性を十分確認した上で計画書を提出します。配当予算の提示はなく、町内小中学校 4 校が提出した後、教育委員会によるヒアリングが行われ現地調査を行った後、備品の購入が決定します。上記④にあるように、高額な備品については「予算要求」「義務教育教材購入計画書」と続けて提出することにより必要性を訴える事で希望が叶うような流れになっています。

5. 学校配当予算

4月上旬に行われる経理担当者会議で、支出品目(別紙2)・学校配当予算が教育委員会より提示されます。標津町では細な細節が設定されており、別紙2の品目の他に10以上の支出品目があります。前年度、前々年度の実績により予算が配当されていますが、削減されずここ数年現状維持できています。

備品については、学校ごとの配当予算はなく教育委員会の指示の元、要望をしています。標津町の備品は数年前から整備されており、改めて要望するような備品もなく、古くなったものの更新や、破損したものを買い替える程度で収まっています。

一般消耗品や、燃料(教室用灯油)等は、配当予算内で運営するのが基本ですが、不足するような事があれば極端に大きな金額でないかぎり追加配当が可能です。

6. 保護者負担の現状

義務教育では授業料・教科書代が無償となっています。それに加えて標津町では学習にかかる必要な教材費を負担しています。しかし、保護者にはまだまだ教育にかかる負担は大きなものがあります。たとえば、小学校に入学時にはランドセル、上履き、手提げバック、鉛筆、筆入れ、消しゴム、クレヨン、はさみ、のり等すべて揃えなければなりません。さらに学年が進むにつれ絵の具セット、習字セット、鍵盤ハーモニカ、宿泊学習、修学旅行費用等。中学校になれば、制服、ジャージ通学バック等。入学時、進級時にかかる費用は大きなものです。

入学後も、月々の給食費、PTA会費、中学校ではこの他に、修学旅行や卒業アルバム、部活動の経費等があり、保護者負担は大変です。

過去にも。「修学旅行に行かない」「卒業アルバムはいらない」等という保護者もいました。

義務教育無償がうたわれながら、これだけの負担が保護者に重くのしかかっています。

標津町も教育にかける予算は手厚いものの、まだまだ保護者負担の現状は厳しいものがあります。

7. 小・中学校保護者負担金(学校徴収金)

標津町では、平成20年度保護者負担軽減費として小学生児童1人5,000円、中学生生徒1人9,000円。平成23年度には小学生5,500円、中学生10,000円。平成27年度以降小学生でも5,800円、中学生で11,200円と年々増額となり保護者が教材費として負担する金額がとても軽減されています。

町内小学校2校、中学校2校それぞれの学校徴収金を比較しました。《表1》にある金額が小学校、中学校における教材費として保護者から徴収する金額となっています。小学校に関しては各校徴収する金額に差はありません。中学校に関しては、少し差はありますが、学校、担任の考え方、授業の方法によっての違いだと思います。

実質教材費等にかかる費用は、保護者からの徴収金に加え、町からの負担金となります。

(例：S小学校1学年2,500円+5,800円=8,300円)

保護者は負担する主な教材費としては、小学校では、ドリル・ファイル・卒業作品等があり、中学校では学習ノート、家庭科作品等があります。

表1 平成29年度 学校徴収金

[単位;円]

学年	S小学校	K小学校	S中学校	K中学校
1学年	2,500円	3,500円	6,100円	6,410円
2学年	2,700円	3,000円	6,000円	0円
3学年	3,650円	4,500円	0円	0円
4学年	4,100円	4,000円		
5学年	6,900円	6,000円		
6学年	4,700円	6,000円		

※PTA会費、修学旅行、部活動費等は除く

教育委員会から、保護者負担軽減で支払ってはいけない物として次のような私費支払基準が提示されています。

- (1) 通常家庭にある物品、あるいは家庭になくても家庭教育上必要な物品で、学校で学習指導上必要な場合は、個人の所有物として学校に持参できる物。

ア. 小学校～習字道具、国語辞典、そろばん、計算機、鍵盤ハーモニカ、たて笛、水彩用具、彫刻用具、裁縫用具等。

- イ. 中学校～習字道具, 国語辞典, 計算尺, 計算機, アルトリコーダー, 水彩用具, 彫刻用具, 裁縫用具等。
- (2) 家庭にない物品で, 家庭教育上特に必要という訳ではないが, その物, その利益が個人に還元される物。
 - ア. 小学校～調理教材, 被服教材, 図工実習教材, クラブ活動費, 給食費, 修学旅行費, 宿泊学習費, 遠足バス代, 音楽鑑賞, 卒業アルバム代等。
 - イ. 中学校～技術家庭実習教材, クラブ活動費, 給食費, 修学旅行費, 宿泊学習費, 遠足代, 音楽鑑賞, 卒業アルバム代等。

8. おわりに

標津町内事務職員, そして標津町, 標津町教育委員会は, 今後, 保護者負担軽減に向けての取り組みをしていく中で, 現在置かれている標津町の現状を事務職員, そして教職員が理解し, 進めていかななくてはなりません。無理難題を要望したところで厳しい状況の中に置かれている町では無理なことだと思いません。少しでも保護者負担軽減に向けてやるべきことは, 今後, 事務職員が学校運営に積極的に参画することにより, 予算に対して教職員との共通理解を図り, 次年度以降の経営計画も具体的に周知, 協議しながら, 計画的な予算を作り上げ, 執行していかなければなりません。事務職員の果たす役割は大きく, この積み重ねが, 保護者負担軽減に繋がっていくことだと思えます。